

事務連絡
令和元年9月25日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
各文部科学省施設等機関施設担当部課
各文部科学省特別の機関施設担当部課
各文部科学省独立行政法人施設担当部課
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課
公立学校共済組合施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の再確認等について」の
一部訂正について

「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の再確認等について」（令和元年9月13日付け事務連絡）の内容の一部に誤りがございましたので、下記の通り訂正します。

このことについて、遺漏なきよう取り計らうとともに、都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、また、都道府県私立学校担当課におかれては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、それぞれ再周知を図られるようお願いいたします。

記

○本文4段落目

訂正前：

なお、保管しているPCB廃棄物についても、厳重な保管を徹底するとともに、現在も学校等の文教施設に保管されているPCB使用安定器（廃棄物）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）に定められているとおり、計画処理完了期限までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う必要がありますので、御承知おき願います。

訂正後：

なお、保管しているPCB廃棄物についても、厳重な保管を徹底するとともに、現在も学校等の文教施設に保管されているPCB使用安定器（廃棄物）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）に定められているとおり、処分期間までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う必要がありますので、御承知おき願います。

(本件連絡先) 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係 杉浦、桜井
電話：03-5253-4111 (内線2292)
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)(抄)

(最終改正:平成28年法律第34号)

(期間内の処分)

第十条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間(以下「処分期間」という。)内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

2～4 (略)

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)(抄)

(最終改正:令和元年政令第39号)

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間)

第六条 法第十条第一項の政令で定める期間は、別表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び同表の中欄に掲げる保管の場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間)

第七条 法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

別表(第六条関係)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	期間
一 廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成二十八年八月一日から令和四年三月三十一日まで
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成二十八年八月一日から令和三年三月三十一日まで
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成二十八年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
二 前号に掲げるもの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	平成二十八年八月一日から令和五年三月三十一日まで
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成二十八年八月一日から令和三年三月三十一日まで
備考		
一 廃ポリ塩化ビフェニル等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。		
二 廃変圧器等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具(蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。)が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。		